

# 建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、徳島県県土整備部及び各県土整備事務所が発注する建設工事において、発注者がCCUSを活用することを指定し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及びCCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

## (定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下 請 企 業 : 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技 能 者 : 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者 : 元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者 : 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登 録 事 業 者 率 :  $CCUS登録事業者の数 / 元請企業及び下請企業の数$
- ・ 登 録 技 能 者 率 :  $CCUS登録技能者の数 / 技能者の数$
- ・ 就業履歴蓄積率 : 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 / 工事現場へ入場した技能者の数
- ・ 計 測 日 : 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、基本的に工事の始期から半年後を初回とし、以降

3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。

- 平均登録事業者率 : 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- 平均登録技能者率 : 登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- 平均就業履歴蓄積率 : 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。
- カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダーとする。
- 現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

### (CCUS義務化モデル工事)

第3条 CCUS義務化モデル工事については、以下のとおりとする。

#### (1) 実施内容

徳島県県土整備部が発注する工事(設計金額7千万円以上)のうち、発注者が必要と認めた工事を対象とする。

CCUS義務化モデル工事の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指 標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

#### (2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

#### (3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定要領における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、

平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

#### (4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

#### (5) 特記仕様書への明示

発注者はCCUS義務化モデル工事の対象工事については、特記仕様書にその旨を明記するものとする。

### (CCUS活用推奨モデル工事)

第4条 CCUS活用推奨モデル工事については、以下のとおりとする。

#### (1) 実施内容

徳島県県土整備部が発注する工事(設計金額3千万円以上)のうち、発注者が必要と認めた工事を対象とする。

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望し、工事着手前に発注者に対してCCUSを活用することを協議した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指 標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

#### (2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

(5) 特記仕様書への明示

発注者はCCUS活用推奨モデル工事の対象工事については、特記仕様書にその旨を明記するものとする。

**(CCUS活用にかかる費用)**

第5条 発注者は、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)については、以下のとおり精算変更時に支出実績に基づき、直接工事費に「CCUS運用費」として計上することとする。この際、これらの費用は共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率の対象外とする。

(1) カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とする。また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)費や通信費は受注者の負担とする。

**【カードリーダー、顔認証カメラ、顔認証型リーダーの費用】**

現場で使用する OS	単価	備考
Windows	10,000 円/1 台 (税抜) を上限	原則、1 工事あたり 1 台とする。
iOS	30,000 円/1 台 (税抜) を上限	

(2) 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細等に基づき、費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、一般財団法人建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

また、システム登録料及び管理者ID利用料は受注者の負担とする。

**（CCUS活用実績の確認方法）**

第6条 CCUSの活用実績については、以下のとおり確認するものとする。

(1) カードリーダー設置

受注者は、工事の契約締結日以降に新たに購入したことが分かる領収書等のコピー及びカードリーダーの現場設置状況写真を発注者に提出するものとする。

(2) 現場利用（カードタッチ）

受注者は、システムから出力した帳票「2-4 就業履歴一覧（月別カレンダー）」等を発注者に提出するものとする。また、「現場利用料明細」を出力し確認する方法もあるが、当帳票は、該当月の翌月の第一営業日以降に出力が可能となる。

なお、出力手順については、建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル（一般財団法人建設業振興基金）を参照すること。

**（その他）**

第7条 本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

**附則**

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月1日から施行する。